

最高裁判決、著作権損害賠償請求の時効を訂正

筆者：ケビン・クエルブス (Kevin Kuelbs、弊所アソシエイト) &
ライアン・パーク (Ryan Park)

米国最高裁判所は最近、*Warner Chappell Music, Inc. v. Nealy* 事件¹において、連邦第11巡回区控訴裁判所による、著作権侵害の発見が起訴前3年以内であれば、侵害の発生時期に関係なく、提訴人が当該著作権侵害によって受けた全ての損害賠償を認めるという判定を支持する判決を下しました。この判決は、連邦第2巡回区控訴裁判所が下した、侵害訴訟が提起された特定の裁判所によって認められる損害期間の権限が分かれるという結果を齎した反対の見解を修正しました。最高裁判所は、巡回区裁判所の分かれた判決の問題を解決し、賠償請求できる損害の可能な範囲を拡大しました。

Sherman Nealy と Tony Butler が1980年代前半に Tony Butler established Music Specialist, Inc. (MSI) を設立しました。MSIは、企業として解散される前、1983年から1986年の間に、アルバムといくつかのシングルソングをリリースしました。MSIが解散され、Nealyが投獄した後、Butlerは、新しい会社を設立し、MSIの音楽作品のライセンス化を開始しました。Nealyは、2008年に出獄すると、MSIのカatalogの無断使用に気付きましたが、即時に措置を取りませんでした。2015年にNealyが2回目の懲役刑から釈放されてからこれらの作品に関わる進行中の訴訟について知らされた後、Nealyは、法的手段を取ることに決めました。侵害を発見してから約3年後の2018年12月に、Nealyは、2008年に遡る侵害による金銭的損害賠償を求める訴訟を起こしました。

第一審裁判所は、著作権の原告が起訴の3年以上前に発生したとされる行為による損害を賠償できるかを判定するという問題に直面しました。それにより、著

¹ 601 U.S. ___, 144 S.Ct. 1135, 2024 WL 2061137 (2024).

著作権法及び発見ルール（Discovery Rule）が議論の対象となりました。1976年著作権法によれば、同法第507条（b）に記載されている通り、侵害訴訟の提訴時効について3年の法定期限が定められています。つまり、この時効の起算点は、侵害が発生した日とされており、著作権者は侵害発生日から3年以内に起訴する必要があります。一方で、発見ルールによれば、「請求の発生時点を、原告が告訴の根拠となる損害を発見した時点、或いは相当な注意を払えば発見できたであろう時点とします」²。発見ルールの下、著作権者が直ちに気付き得ない侵害の存在が認められており、隠蔽された、或いは合理的に知り得なかった侵害に対し、著作権者が時効のせいで救済を求められなくなるような不公平なことを回避することが保障されます。

Nealy の請求の適時性が発見ルールに基づいて認められるにもかかわらず、最初に、米国地方裁判所は、Nealy が賠償請求可能な損害を、訴訟提起前の3年間に発生したもの限定しました。しかしながら、連邦第11巡回区控訴裁判所は、その判決を覆し、そして、最高裁判所は今、上訴裁判所による判決を支持する判定を下しました。Kagan 陪席判事は、過半数意見を代表して、「著作権法のプレーンテキストでは請求がタイムリーにされたと判断されると損害に対し別個の制限を課していない」と解明しました。その結果、訴訟の3年以内に侵害を発見したのであれば、侵害がいつ発生したかに関係なく、著作権の原告は、全ての侵害に対する完全な賠償を求めることができます。

前は、連邦第2巡回区控訴裁判所が適用したルールによると、原告が損害賠償を請求することが認められるのは起訴の3年以内に発生した侵害のみでした。この短い時効が原因で、侵害者が時効以前に発生した侵害の法的責任を逃れることが容認されてしまい、侵害者の金銭的負担が事実上、軽減されます。ところが、今回の最高裁判所の判定は、訴訟提起前の3年間という時効をなくし、発見ルー

² *Petrella v. Metro-Goldwyn-Mayer, Inc.*, 572 U.S. 663, 670 n.4 (2014).

ルが適用される場合、原告が侵害を発見すると、当該侵害が発見ルールなしで適用される時効である3年よりも前に開始したとしても、原告は侵害の全期間における金銭的損害賠償を請求することができます。

原告にとって、この判定により、より長い期間にわたる損害賠償を請求することが認められます。これは、著作権者に、自身の知的財産を用心深く監視し、かつ、無断使用を発見すると、素早く措置を取る動機を与えます。侵害賠償請求可能な期間の延長は、原告が侵害全体を反映した著しい賠償を請求できることを意味します。

被告にとって、今回の判決により、侵害活動に関連付けられるリスクが高まりました。彼らは今、より重い金銭的な法的責任が求められ得る、かなり長くなる期間の侵害賠償請求に対する抗弁を準備しなければなりません。この高まったリスクは、侵害者に法定期間内に発見された全ての侵害に対する責任を問われ得ると悟らせ、著作物を無断に使用する侵害者の行動を妨げます。これは、潜在的な法的責任を軽減するための徹底的な文書化及び先を見越した法的戦略の重要性を強調しているとも言えます。

Warner Chappell 判決により、先の（例えば、第2巡回区控訴裁判所による）著作権法に対する誤った解釈が訂正され、著作権法に規定される3年の時効は、損害が発生した時点ではなく、起訴しなければならない時点に制限されます。注意すべきことに、発見ルールの適用可能性や正当性という根本的な争点は今回の判断の対象ではありませんでした。代わりに、当事者自身と、最高裁判所を含み、訴訟の各段階において事件を判定する裁判所は単純に、発見ルールは著作権法に基づく侵害訴訟において有効で適用可能であると想定すると思われます。その争点は将来、他の事件において判定されるでしょう。